

# 条例案等の概要

(令和8年3月定例会市議会)

議 案	要 旨
<p>1.</p> <p><b>【議案第16号】</b> 行田市行政手続条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 総務部                   総務課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 行政手続法の一部改正及び行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令の制定に伴い、聴聞等の手続における公示送達の公表及び方法について明確にするため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b> (1) 用語の整備を行うもの。(第7条、第33条、第34条の2) (2) 公示送達の公表、方法等について規定するもの。(第15条) (3) 引用条項を改めるもの。(第16条、第22条、第29条)</p> <p><b>3 施行期日</b> 令和8年5月21日</p>
<p>2.</p> <p><b>【議案第17号】</b> 行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 総務部                   人事課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 人事院勧告等に基づき、市職員の給与の改定及び通勤手当の見直しを行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b> ○第1条 (行田市職員の給与に関する条例の一部改正) (1) 職員に対して令和7年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の125」から「100分の127.5」に引き上げ、遡って適用するもの。(第16条の2第2項) (2) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和7年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の70」から「100分の72.5」に引き上げ、遡って適用するもの。(第16条の2第3項) (3) 職員に対して令和7年12月に支給した勤勉手当の額に関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の105」から「100の107.5」に引き上げ、遡って適用するもの。(第16条の5第2項第1号) (4) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和7年12月に支給した勤勉手当の額に関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の50」から「100分の52.5」に引き上げ、遡って適用するもの。(第16条の5第2項第2号) (5) 職員に対して支給する給料に関し、行政職給料表に規定する給料をそれぞれ改め、遡って適用するもの。(別表第1) ○第2条 (行田市職員の給与に関する条例の一部改正)</p>

	<p>(1) 自動車等を使用する職員の通勤手当の額を1月当たり66,400円以内で、使用距離の区分に応じて引き上げるもの。(第10条第2項)</p> <p>(2) 自動車等を使用する職員の駐車場等に係る通勤手当を新たに支給するもの。(第10条第5項)</p> <p>(3) 職員に対して令和8年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」に改めるもの。(第16条の2第2項)</p> <p>(4) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和8年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の72.5」から「100分の71.25」に改めるもの。(第16条の2第3項)</p> <p>(5) 職員に対して令和8年4月以後に支給する勤勉手当の支給割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の107.5」から「100分の106.25」に改めるもの。(第16条の5第2項第1号)</p> <p>(6) 定年前再任用短時間勤務職員に対して令和8年4月以後に支給する勤勉手当の支給割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の52.5」から「100分の51.25」に改めるもの。(第16条の5第2項第2号)</p> <p>(7) その他、所要の整備を行うもの。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>(1) 第1条 公布の日</p> <p>(2) 第2条 令和8年4月1日</p>
<p>3. <b>【議案第18号】</b> 行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 総務部                   人事課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 人事院勧告等に基づき、特別職の職員の給与の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b></p> <p>○第1条（行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正）</p> <p>(1) 特別職の職員に対して令和7年12月に支給した期末手当の額に関し、給料の月額等に乗じる割合を「100分の225」から「100分の230」に引き上げ、遡って適用するもの。(第5条第2項)</p> <p>○第2条（行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正）</p> <p>(1) 特別職の職員に対して令和8年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、6月に支給する場合における給料の月額等に乗じる割合を「100分の210」から「100分の212.5」に、12月に支給する場合における給料の月額等に乗じる割合を「100分の230」から「100分の227.5」に、それぞれ改めるもの。(第5条第2項)</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>(1) 第1条 公布の日</p>

	(2) 第2条 令和8年4月1日
<p>4.</p> <p><b>【議案第19号】</b> 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔 所管部署 総務部 人事課 〕</p>	<p><b>1 趣旨</b> 会計年度任用職員の報酬の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b> ○第1条（行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正） (1) 会計年度任用職員に対して令和7年12月に支給した期末手当の額に関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の125」から「100分の127.5」に引き上げ、遡って適用するもの。（第2条第10項） (2) 会計年度任用職員に対して令和7年12月に支給した勤勉手当の額に関し、勤勉手当基礎額に乗じる割合を「100分の105」から「100分の107.5」に引き上げ、遡って適用するもの。（第2条第12項） ○第2条（行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正） (1) 会計年度任用職員に対して令和8年4月以後に支給する期末手当の支給割合を平準化することに関し、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」に改めるもの。（第2条第10項） (2) 会計年度任用職員に対して令和8年4月以後に支給する勤勉手当の支給割合を平準化することに関し、勤勉手当基礎額等に乗じる割合を「100分の107.5」から「100分の106.25」に改めるもの。（第2条第12項）</p> <p><b>3 施行期日</b> (1) 第1条 公布の日 (2) 第2条 令和8年4月1日</p>
<p>5.</p> <p><b>【議案第20号】</b> 行田市税条例の一部を改正する条例</p> <p>〔 所管部署 総務部 税務課 〕</p>	<p><b>1 趣旨</b> 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b> (1) 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、改正を行うもの。（第11条） (2) 寄附金税額控除について公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しの法律改正に合わせて規定の整備を行うもの。（第27条の6）</p>

	<p>(3) 公益法人等に係る市民税の課税の特例について法律改正に伴い、規定を削るもの。(附則第1条の4)</p> <p>(4) その他、用語の整理を行うもの。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>(1) 第11条及び第11条の3の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(2) 第27条の6第1項第3号及び附則第1条の4の改正規定 令和9年1月1日</p>
<p>6.</p> <p><b>【議案第21号】</b> 行田市印鑑条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 市民生活部 市民課 )</p>	<p><b>1 趣旨</b> 印鑑登録原票から性別表記を削除するとともに所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 男女の別の規定を削るもの。(第5条第2項第6号)</p> <p>(2) その他、用語の整理を行うもの。</p> <p><b>3 施行期日</b> 公布の日</p>
<p>7.</p> <p><b>【議案第22号】</b> 行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 健康福祉部 子ども未来課 )</p>	<p><b>1 趣旨</b> 長期休業期間のみ学童保育室を利用する者の学童保育料について見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 長期休業期間の利用について、開室日数に合わせて算定する規定を追加するもの。(第3条第2項)</p> <p><b>3 施行期日</b> 令和8年7月1日</p>
<p>8.</p> <p><b>【議案第23号】</b> 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 健康福祉部 健康課 )</p>	<p><b>1 趣旨</b> 国民健康保険税率等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額を改め、子ども・子育て支援納付金課税額について新たに規定するもの。(第2条)</p> <p>(2) 基礎課税額の所得割額に関する税率を改めるとともに、所要の整備を行うもの。(第3条第1項)</p> <p>(3) 基礎課税額の被保険者均等割額を改めるもの。(第4条)</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等の所得割額に関する税率を改めるもの。(第5条)</p>

	<p>(5) 後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額を改めるもの。(第6条)</p> <p>(6) 子ども・子育て支援納付金の所得割額に関する税率を新たに規定するもの。(第8条の2)</p> <p>(7) 子ども・子育て支援納付金の被保険者均等割額を新たに規定するもの。(第8条の3)</p> <p>(8) 子ども・子育て支援納付金の18歳以上被保険者均等割額を新たに規定するもの。(第8条の4)</p> <p>(9) 子ども・子育て支援納付金について減額に関する規定を新たに定めるもの。(第20条)</p> <p><b>3 施行期日</b> 令和8年4月1日</p>
<p>9.</p> <p><b>【議案第24号】</b> 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 都市整備部                   建築開発課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 開発許可等の基準の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b></p> <p>(1) 公園等を設置しなければならない開発区域の面積の最低限度を1haに変更するとともに、市街化調整区域における予定建築物の最低敷地面積を300㎡から200㎡に変更するもの。(第2条)</p> <p>(2) 行田市都市計画審議会の意見を徴する旨の規定を削るもの。(第3条、第4条、第5条、第6条)</p> <p>(3) その他、用語の整備を行うもの。</p> <p><b>3 施行期日</b> 公布の日</p>
<p>10.</p> <p><b>【議案第25号】</b> 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <p>( 所管部署 消防本部                   消防総務課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b></p> <p>(1) 政令に合わせ、損害補償に係る補償基礎額について改めるもの。(第5条、別表)</p> <p>(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額について改めるもの。(第5条第3項第1号～第6号)</p> <p><b>3 施行期日</b> 令和8年4月1日</p>
<p>11.</p> <p><b>【議案第26号】</b> 行田市火災予防条例の一部を</p>	<p><b>1 趣 旨</b> 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い</p>

<p>改正する条例</p> <p>〔 所管部署 消防本部 予防課 〕</p>	<p>に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナに関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加し、簡易サウナ設備の位置、構造に関する基準を新たに定めるもの。(第7条の2)</p> <p>(2) サウナ設備を一般サウナ設備に改めるもの。(第7条の3)</p> <p>(3) 住宅における火災の予防の推進に感震ブレーカーを追加するもの。(第29条の7)</p> <p>(4) 届出の規定に簡易サウナを追加し、サウナ設備を一般サウナ設備に改めるもの。(第44条)</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>令和8年3月31日</p>
<p>12.</p> <p><b>【議案第27号】</b></p> <p>行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>〔 所管部署 生涯学習部 スポーツ振興課 〕</p>	<p><b>1 趣旨</b></p> <p>行田市総合公園内にターゲット・バードゴルフ場を整備するため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>○第1条(行田市体育施設設置及び管理条例の一部改正)</p> <p>(1) 教育委員会が管理する施設にターゲット・バードゴルフ場を加えるもの。(第3条)</p> <p>(2) 体育施設にターゲット・バードゴルフ場を加えるもの。(第4条)</p> <p>(3) ターゲット・バードゴルフ場の利用時間を規定するもの。(第5条)</p> <p>(4) ターゲット・バードゴルフ場の使用料に関し規定するもの。(別表第1)</p> <p>○第2条(行田市都市公園条例の一部を改正する条例)</p> <p>(1) 有料公園施設にターゲット・バードゴルフ場を加えるもの。(第14条)</p> <p>(2) 教育委員会に委任する施設にターゲット・バードゴルフ場を加えるもの。(第16条)</p> <p>(3) その他、条項ずれに伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>令和8年10月1日</p>
<p>13.</p> <p><b>【議案第28号】</b></p> <p>行田市道路線の認定について</p> <p>〔 所管部署 建設部 管理課 〕</p>	<p><b>1 趣旨</b></p> <p>都市計画法に基づく開発行為による帰属又は一部区間の廃止に伴う認定替えのため、それぞれ行田市道路線を認定しようとするものです。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 次の道路線に関し、都市計画法に基づく開発行為により帰属されたため、市道路線の認定をするもの。</p> <p>ア 市道第4.3-358号線(行田市大字若小玉字枳1892番8地</p>

	<p>先～3地先)</p> <p>イ 市道第6. 3-655号線(行田市持田二丁目1906番1地先～10地先)</p> <p>ウ 市道第9. 3-502号線(行田市佐間三丁目3158番4地先～11地先)</p> <p>エ 市道第9. 3-503号線(行田市佐間三丁目2009番9地先～10地先)</p> <p>(2) 次の道路線に関し、公衆用道路が市に寄附され、既存の道路用地と併せて幅員が4m以上となったため、市道路線の認定をするもの。</p> <p>ア 市道第6. 3-656号線(行田市老里山町8番28地先～22地先)</p> <p>(3) 次の道路線に関し、利用状況に合わせて、市道路線の認定をするもの。</p> <p>ア 市道第7. 4-56号線(行田市長野一丁目3579番1地先～3578番10地先)</p> <p>(4) 次の道路線に関し、一部区間の廃止に伴う認定替えのため、市道路線の認定をするもの。</p> <p>ア 市道第8. 3-190号線(行田市大字真名板字中宮1249番1地先～1239番2地先)</p> <p>イ 市道第8. 4-100号線(行田市大字真名板字中宮1269番1地先～1267番1地先)</p> <p>ウ 市道第8. 4-101号線(行田市大字真名板字中宮1264番1地先～1256番2地先)</p> <p>エ 市道第9. 3-76号線(行田市大字下忍字東谷2454番4地先～2517番5地先)</p> <p>オ 市道第9. 3-77号線(行田市大字樋上字前584番10地先～字武良内183番1地先)</p> <p>カ 市道第9. 4-44号線(行田市大字渡柳字原1126番1地先～1106番地先)</p>
<p>14.</p> <p><b>【議案第29号】</b></p> <p>行田市道路線の廃止について</p> <p>( 所管部署 建設部 管理課 )</p>	<p><b>1 趣 旨</b></p> <p>周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がない、下忍橋落橋に伴うもの又は忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、それぞれ行田市道路線を廃止しようとするものです。</p> <p><b>2 内 容</b></p> <p>(1) 次の道路線に関し、路線を廃止しても公益上支障がないため、市道路線の廃止をするもの。</p> <p>ア 市道第8. 3-190号線(行田市大字真名板字中宮1269番1地先～1239番2地先)</p> <p>イ 市道第8. 3-191号線(行田市大字真名板字中宮1262番地先～1256番2地先)</p> <p>ウ 市道第9. 4-44号線(行田市大字渡柳字原1126番1地先～1106番地先)</p> <p>(2) 次の道路線に関し、下忍橋落橋に伴い、市道路線の廃止をするもの。</p> <p>ア 市道第9. 3-76号線(行田市大字下忍字東谷2445番地先～2488番1地先)</p>

	<p>イ 市道第9.3-77号線(行田市大字下忍字東谷2488番1地先 ～大字樋上字武良内183番1地先)</p> <p>(3) 次の道路線に関し、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、市道路線の廃止をするもの。</p> <p>ア 市道第9.3-131号線(行田市大字堤根字青柳通121番1地先～142番1地先)</p>
--	---